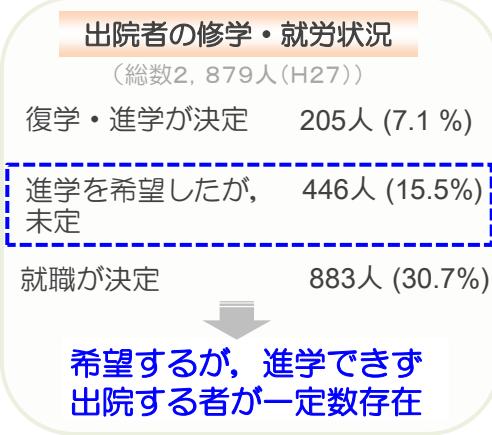
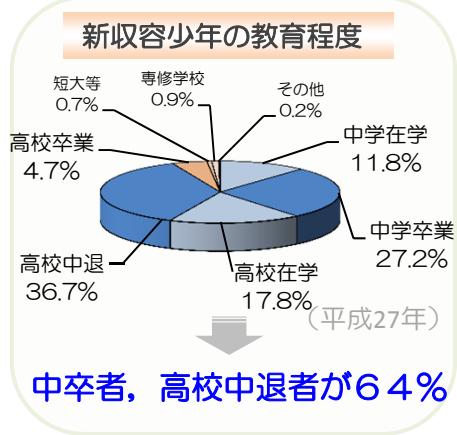


資料2 省庁資料

法務省資料

少年院における修学支援の充実化

背景



修学支援の重要性は非常に高い！

現状

- 高校卒業程度認定試験の受験機会の付与
- 民間学力試験の実施（義務教育指導実施庁）
- 修学支援ハンドブックによる修学への動機付け
- 民間企業に委託して希望する学校情報の提供
- 高校卒業認定試験受験コース指定（新潟・多摩）



少年院における高等学校卒業程度認定試験受験者数及び合格率の推移

**受験者数は増加しニースは高いが
合格率は伸び悩み**



課題

高等学校卒業程度認定試験の指導体制（講師・教材）が不十分

学びの継続や修学支援に資する学校関係者との連携が不十分

進学を目指すに当たって、自己の学力水準を確認する機会が不足

対策

高校卒業程度認定試験の集中的受験指導を全国的に展開

学校関係者との連携の更なる強化

民間学力試験の実施対象者拡大



刑事施設における改善指導等

現状

◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行

▶受刑者に矯正処遇（作業、改善指導、教科指導）を義務付け

処遇調査

刑の確定後、心理学等の専門的知識を有する職員等により、受刑者の資質と環境の調査を実施し、処遇の目標・内容等(処遇要領)を策定。

《調査項目》

- (1)精神状況、(2)身体状況、(3)生育歴、教育歴及び職業歴、(4)暴力団その他の反社会的集団への加入歴、
(5)非行歴及び犯罪歴並びに犯罪性の特徴、(6)家族その他の生活環境、(7)職業、教育等の適性及び志向、
(8)将来の生活設計、(9)その他受刑者の処遇上参考となる事項



改善指導

■一般改善指導

■特別改善指導

R1 薬物依存離脱指導

R2 暴力団離脱指導

R3 性犯罪再犯防止指導

R4 被害者の視点を取り入れた教育

R5 交通安全指導

R6 就労支援指導

各種指導の受講開始人員（人／年度）

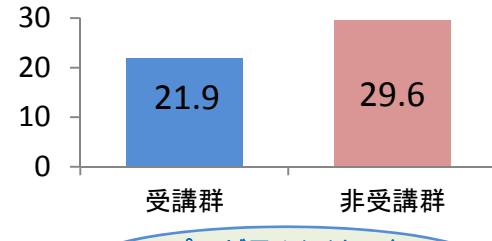
	H25	H26	H27		H25	H26	H27
R1	6,741	6,694	7,006	R4	1,028	964	860
R2	608	556	431	R5	1,701	2,036	1,739
R3	521	492	497	R6	2,923	3,290	3,684



▶ 効果検証の実施

◎ 性犯罪再犯防止指導の効果検証

- H19.7.1～H23.12.31に出所した性犯罪受刑者2,147名
- 出所後3年間の推定再犯率を分析



プログラムには一定の再犯抑止効果あり

教科指導

■補習教科指導 小学校・中学校の教科の内容に準じた指導

■特別教科指導 主に高校程度の教科の内容に準じた指導

課題



昨今の多様な受刑者の問題性に適切に対処する必要

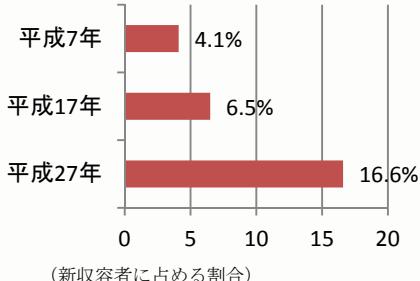
対策

- 各種指導プログラムの充実
- 個々の特性を定量的・客観的に測定する処遇調査のツール（リスクアセスメントツール）の開発
- 指導者の確保・育成
- 効果検証の実施による指導の充実
- 民間自助団体、地方公共団体その他の関係機関との連携強化 等

在院者の特性や課題等に応じた処遇の充実化

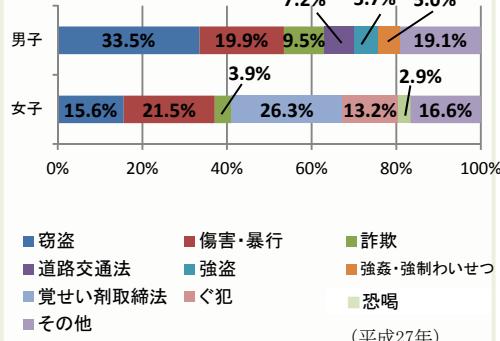
背景

発達障害や知的障害等を有する在院者の比率



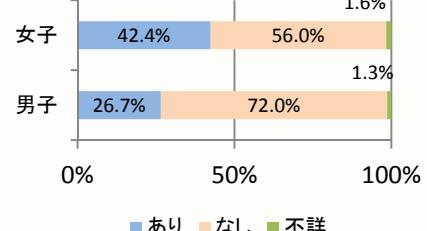
発達障害や知的障害を有する在院者の比率は上昇

新収容者の非行名別割合



薬物や暴力など非行内容等に応じた指導が必要

被虐待体験を有する在院者の比率



(平成27年6月～同年12月の入院者の集計)

※「あり」は、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトを含む。

被虐待体験等を背景とした女子少年特有の問題への配慮が必要

様々な事情を抱えた在院者への働き掛けが必要

現 状

- 少年鑑別所のアセスメント結果を活用した個人別矯正教育計画の策定
- 非行内容等の事情に応じた特定生活指導の実施
 - 被害者の視点を取り入れた教育
 - 薬物非行防止指導
 - 性非行防止指導
 - 家族関係指導
 - 暴力防止指導
 - 交友関係指導
- 発達上の課題を有する在院者に対する処遇のガイドラインの活用
- 女子少年の特性に配慮したプログラムの開発、試行
- きめ細かな指導を実施するため複数指導体制を導入

課 題

対象者の特性に応じたきめ細かな指導内容・指導体制の充実が必要

対 策

処遇効果の検証 プログラムの計画的な改訂

非行内容等に応じた指導の充実

複数指導体制の拡大
職員の処遇力向上

関係機関等と連携した指導・
支援の実施体制の構築

少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施

鑑別とは

処遇方針を示す羅針盤

どうして
非行に及んだのか?
(問題点の解明)



どうすれば
立ち直れるのか?
(処遇指針の提示)



面接

心理
検査等

行動
観察

診察

課題

各処遇段階での少年の問題性の
見極め・処遇方針の見直しが必要

対策

審 判

施設内処遇

社会内処遇

家庭
裁判所

少年院

保護
観察所

児童自立
支援施設等

審判に
資する鑑別

処遇に
資する鑑別

処遇に
資する鑑別

継続的・機関横断的な鑑別により
再非行防止に効果的な指導の実現

健全な育成のための支援の推進

現状

- 生活態度に関する助言・指導
挨拶、整理整頓、身だしなみ、言葉遣い等
- 情操のかん養に資する活動
図書、レクリエーション、絵画制作等
- 健全な社会生活への適応を支援する取組
学習支援、就労支援、スポーツテスト、各種講話等



課題

- 在所者のニーズ・希望を踏まえた機会の提供
- 特性等に応じた的確な助言・援助

対策

- 地域の社会資源の把握
- 関係機関等とのネットワークの構築と連携

健全な育成に資する
学習等の機会の充実・多様化

地域援助の推進

現状

- 子供や保護者への心理相談
- 知能検査・性格検査等の実施
- ケース検討会への参加
- 研修・講演・法教育への講師派遣 等



課題

増大・多様化する
ニーズへの対応

対策



関係機関と連携した
効果的な援助の推進

法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の概要

開発経緯

◆ 背景

◇日本:これまで再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的な手法は設けられていない。



新たな調査方式を導入することにより、**鑑別業務の充実・鑑別水準の向上に寄与**

◇欧米等:再非行の可能性等を把握するいわゆる「リスク・ニーズアセスメントツール」の開発・活用が進められている。

◆ 開発経過

H20

H21

H22

H23

H24

H25~

- ・諸外国の動向に関する調査
- ・試作版の実施
- ・暫定版の実施
- ・暫定版対象者の再入状況調査(観察期間約1年)
- ・パイロット版の実施
- ・運用開始
- ・試作版の作成
- ・暫定版の作成
- ・評定者間一致等の検証
- ・パイロット版の作成
- ・暫定版対象者の再入状況調査(観察期間約2年)
- ・継続的なデータ蓄積
- ・アセスメントツール完成

アセスメントツールの概要

◆ 位置付け

- ・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するための鑑別実施上の支援アセスメントツール
- ・実務の観点も踏まえた、統計的な妥当性、信頼性の検証を経たアセスメントツール

◆ 構成

静的領域
5領域 24項目

動的領域
4領域 28項目

面接や鑑別資料等に基づいた心理技官による評定
教育等によって変化しない領域

- 1 生育環境
- 2 学校適応
- 3 問題行動歴
- 4 非行・保護歴
- 5 本件態様

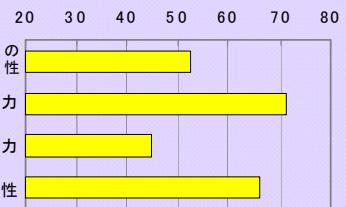
教育等によって変化し得る領域

- 1 保護者との関係性
- 2 社会適応力
- 3 自己統制力
- 4 逸脱親和性

◆ 結果

- ・プロフィール表示…各領域ごとの問題性の大きさをグラフで表示
- ・区分表示……再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを区分で表示
- ・所見………鑑別担当者が、処遇目標等について分かりやすく記載

プロフィール(例)



運用

審判鑑別における活用

少年鑑別所

鑑別判定・処遇指針策定

- ・面接、行動観察
- ・各種心理テスト
- ・法務省式ケースアセスメントツール
- ・外部からの資料等

処遇機関における活用

少年院

保護観察所(仮退院者)

保護観察所(保護観察処分少年)

鑑別資料の一つとして活用

処遇機関への伝達
把握

教育上の必要性の
把握

処遇・教育方針
策定

法務省式ケースアセスメント
ツールの再評定

処遇効果等の把握
残された課題及び

処遇・教育方針の
再検討に活用

刑事情報連携データベースについて (SCRP: System for Crime and Recidivism Prevention)

SCRP(スクルプ)とは

検察、矯正施設、保護観察所等が「それぞれ保有・管理する情報を連携させ、**受刑者・保護観察対象者等に対する指導や再犯の実態把握、施策の効果検証**等に活用するもの。

イメージ

活用方法

→ データ連携 → データ活用

検察
〔検察総合情報
管理システム〕

矯正施設
〔被収容者データ
管理システム〕

再犯状況等の
データを集積
し、再犯・更
生要因等を実
証的に分析

SCRP

再犯防止

情報共有

施策立案

法務総合研究所

保護観察所
(事件管理システム)

前科前歴、処遇歴等
を迅速に共有し、指
導等の一貫性を確保
し、
施策の効果を検証し、
より効果的な指導、
支援方法等を検討

警察庁資料

非行少年を生まない社会づくりの推進

家庭や地域社会の
教育機能の低下

コミュニケーション
能力の不足

自分の居場所を見出
せず孤立感・疎外感

少年の規範意識の低下

～「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり～
少年は次代を担う存在であり、かつ、刑法犯検挙人員の人口比が成人と比べ高水準にある

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動 (待受け型から出前型へ)

- 少年や家庭のSOSを待つのではなく、非行を繰り返す少年に対して積極的に手を差し伸べ支援
- 地域住民や関係機関の協力を得て、対象少年と社会とのつながりを構築
 - ・ 警察職員等による定期的な連絡や訪問活動
 - ・ 学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、体験活動等の場・機会の拡大
 - ・ 関係機関と連携した就学・就労支援

少年の規範意識の醸成と少年を取り巻く 絆の強化

- 少年を見守る社会気運の醸成
 - ・ 企業等の現役世代等も対象に含めて、幅広く情報発信
 - ・ 少年警察・防犯ボランティアを中心とした「少年への声掛け運動」の促進
- 低年齢少年を始めとする少年の規範意識向上
 - ・ 低年齢少年やその保護者を対象とした非行防止教室等の開催
 - ・ 万引き等ゲートウェイ犯罪に対する感銘力ある取締り等、官民連携した抑止対策

【就学支援の例】

- 過去に窃盗で検挙された不良交友と深夜はいかいを繰り返す女子中学生は、保育園でのボランティア活動を通じて保育士に憧れを抱いて復学し、更に大学生ボランティアによる学習支援によって志望校に合格し進学した。
- 【大学生ボランティア】 約5,000名(平成29年3月1日現在)



文部科学省資料

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施について

高等学校卒業程度認定試験

様々な理由で、高等学校を卒業できなかつた者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。

受験資格は、受験しようとする試験の日が属する年度の終わりまでに満16歳以上の者。

背景

矯正施設入所者の高卒認定試験の受験に際しては、原則として、矯正施設職員の立会いの下、一般試験会場まで外出させるか、文部科学省からの試験監督者の派遣が必要な状況であり、実施上の制約が存在した。矯正施設入所者の多くが高校中退者であるが、高卒認定試験を受験することにより、矯正施設退所後の就職や**高校卒業と同等の資格が必要となる資格試験の受験等にも活用することができる**ことが可能となるため、矯正施設入所者に高卒認定試験の受験機会を提供することは、再犯防止や円滑な社会復帰の上で大きな役割を果たすことができる。

改善内容

矯正施設入所者の改善更生と円滑な社会復帰を促すため、法務省と連携し、**平成19年度から高卒認定試験の受験希望者のいる矯正施設において試験を実施**。

実績

平成28年度 194施設（受験者1,056名、合格者375名） ※施設数は延べ数

学びを通じたステップアップ支援促進事業

(新規
29年度予算額 20百万円)

現状・背景

- * 高校進学率
・全世帯：9.8% ⇌ 生活保護世帯：9.2% 8%
* 若年無業者
・毎年5万人程度
（全世帯1.4% ⇌ 生活保護世帯：4.5%）
- * 就職内定率
・高校新卒者：約9割 ⇌ 中学新卒者：約3割
- * 高卒資格を受験要件とする教育機関や職業資格
・学校：大学、専門学校等
・職業資格：保育士試験、土木施工管理技術検定試験 等
- * 高校中退者の意識
・高卒資格が必要：約8割

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

- 【具体的な施策】
 - ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の就労・自立の実現に向け、個々人に応じて切れ目ない支援を各地で提供するため、内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省が連携し、寄り添い型・伴走型の支援の全国展開を地域の実情を踏まえつつ進める（地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進）。
 - （中略）
 - ③高校・高等専修学校とサポートステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高校資格の取得に向けた学びの支援を実施。

教育再生実行会議第9次提言（平成28年5月20日）

- 【高校中退者を継続支援する体制の構築等】
 - （前略）高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進・支援する。

趣旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場において認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分でないところ、国において、**高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。**

2

概要

